

香取市地域公共交通協議会

(第 30 回協議会資料)

目 次

議事 1	(仮称)佐原循環ワゴン(福田ルート・周遊ルート)運行 …… 2 にかかる車両の扱いについて
------	--

議事 1

（仮称）佐原循環ワゴン（福田ルート・周遊ルート）運行にかかる車両の扱いについて

第 29 回香取市地域公共交通協議会において、「（仮称）佐原循環ワゴン（福田ルート・周遊ルート）（以下「本事業」という。）」の運行路線、運行系統、運賃、開始の期間については承認を得た。

今回、受託者の募集にあたり追加で定めておく事項があるため、追加で協議する。

■ 前回の協議事項

路線名称	（仮称）佐原循環ワゴン（福田ルート・周遊ルート）
運行形態	定時定路線運行
運行日数	週 2 日
車 両	ジャンボタクシー（10 人乗り）
運行便数	福田ルート 午前 1 便、午後 2 便 周遊コース 午前 1 便、午後 3 便 計 7 便
設定運賃	・福田ルート大人 500 円、中高生 100 円 障害者手帳所持者・小学生以下無料 ・周遊ルート大人 300 円、中高生 100 円 障害者手帳所持者・小学生以下無料

※ルート及び時刻表案については資料 1 のとおり。

■ 他事業との車両の共用について

本事業にあたっては、乗車定員 10 人乗り（旅客 9 名）以上の車両を受託者側で準備し運行を予定しているが、運行日数を「週 2 日」としており、それ以外の日（残り週 5 日）の車両の扱いについては協議を行っていない。

この本事業に使用しない週 5 日の扱いについて、本事業に使用する車両を「本事業専用」とする場合、受託者側で残りの 5 日間の活用ができず、非効率な車両を保有することとなり、受託者側の負担が大きくなる。

このため、本事業に使用する車両については本事業専用とすることを必須とせず、「受託者が行う他事業で使用することを可」としたい。

■ 予備車両について

運行にあたって通常使用する車両が事故及び点検等により、使用できなくなる場合が想定される。

その場合、受託者側で予備車両を準備することを要件に想定しているが、この予備車両について、通常使用する車両と同等の車両の準備を必須とする場合、受託者側の負担が大きくなる。

予備車両での運行機会は限られると想定されることから、同等の車両での予備車の準備は必須とせず、「同等の輸送量を準備できれば可」としたい。